

令和7年度第2回高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金（以下「給付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的及び交付対象事業)

第2条 県は、原油や物価が高騰する中において社会福祉施設等がサービスの安定的な提供を継続できるよう、光熱費等高騰分の経費の一部を支援する目的で、社会福祉施設等を運営する法人及び個人（以下「給付事業者」という。）に対して予算の範囲内で給付金を交付する。

(交付額)

第3条 前条に規定する交付対象事業における対象事業所及び交付額については、別表に掲げるとおりとする。

(給付金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類は、別記様式によるものとする。

(給付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により給付金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めるときは速やかに給付金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金

銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(交付の条件)

第6条 給付金の交付の目的を達成するため、給付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 給付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を給付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(2) 県税の滞納がないこと。

(交付の決定の通知)

第7条 知事は、第5条の規定により交付の決定をしたときは、速やかに当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合には当該条件を交付の申請をしたものに書面により通知するものとする。

(給付金の交付)

第8条 給付金は、前条の規定により交付の決定の通知があった後に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 知事は、給付事業者が第5条に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(情報の開示)

第10条 給付事業又は給付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された給付金については、第6条第1号及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。